

特定健康診査・特定保健指導の実施状況の公表について

- 特定健康診査・特定保健指導の実施状況については、特定健診・保健指導の医療費適正化効果等検証のためのワーキンググループにおいて、一定の分析作業を経て公表している。（平成25年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況については、当該行程を経て本年8月21日に公表したところ。来年度以降は概ね6月頃を目処に公表していく予定）
- 特定健康診査・特定保健指導の実施状況については、本検討会においても注視していくことが必要であると考えられるため、上記に併せ、今年度以下の資料により報告するとともに、一定の議論を行うこととする。

平成25年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 について

特定健診・特定保健指導の実施状況

◆特定健診・特定保健指導実施率は、毎年着実に伸びてはいるものの、目標(特定健診:70% 特定保健指導:45%)とは依然として乖離があるので、更なる受診率の向上に向けた取組が必要。

●特定健康診査の実施率

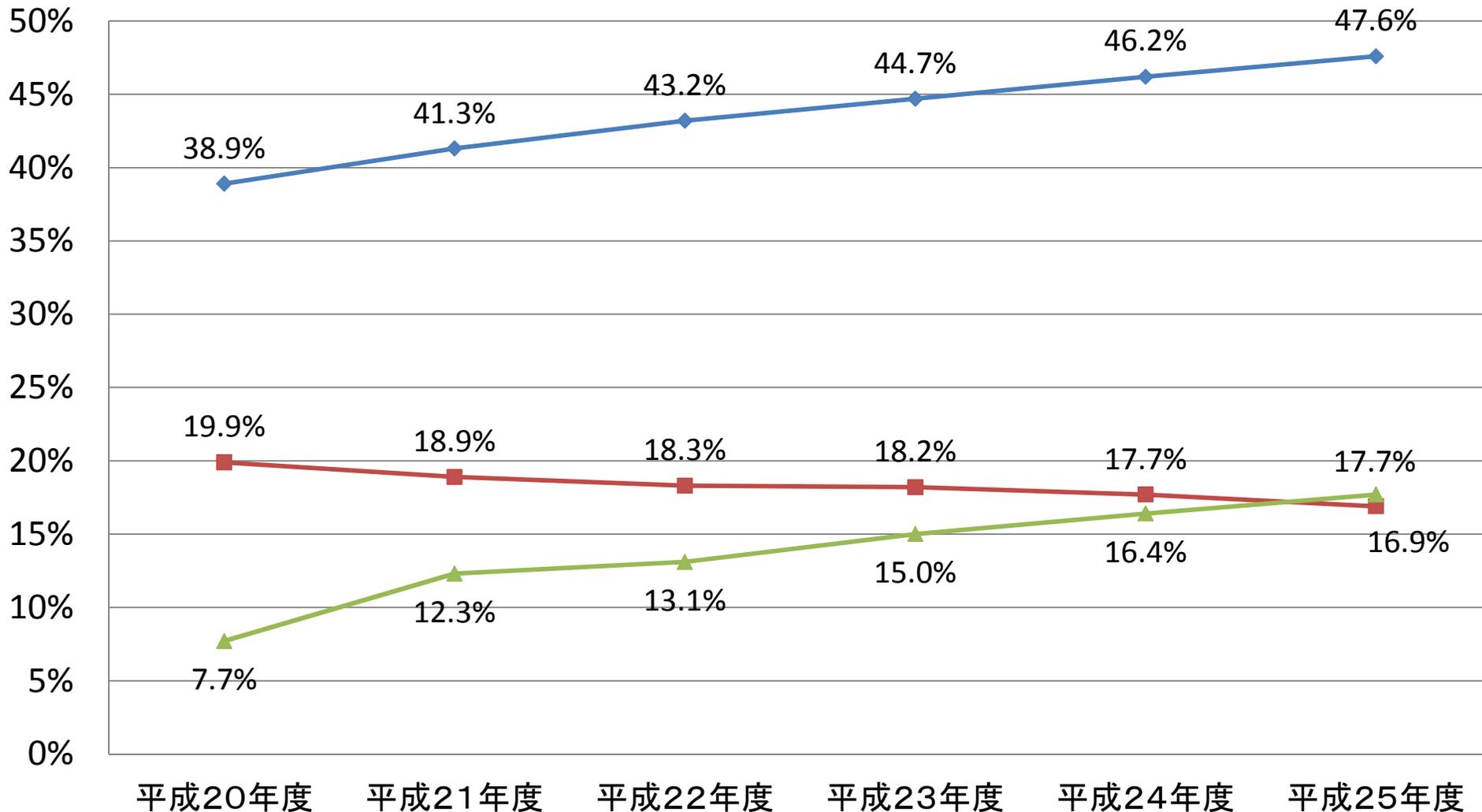
	対象者数	受診者数	特定健康診査実施率
平成25年度	53,267,875	25,374,874	47.6%
平成24年度	52,806,123	24,396,035	46.2%
平成23年度	52,534,157	23,465,995	44.7%
平成22年度	52,192,070	22,546,778	43.2%
平成21年度	52,211,735	21,588,883	41.3%
平成20年度	51,919,920	20,192,502	38.9%

●特定保健指導の対象者の割合及び特定保健指導実施率

	特定保健指導の対象者		特定保健指導の終了者	
	対象者数	対象者割合	終了者数	終了率
平成25年度	4,295,816	16.9%	759,982	17.7%
平成24年度	4,317,834	17.7%	707,558	16.4%
平成23年度	4,271,235	18.2%	642,819	15.0%
平成22年度	4,125,690	18.3%	540,942	13.1%
平成21年度	4,086,952	18.9%	503,712	12.3%
平成20年度	4,010,717	19.9%	308,222	7.7%

特定健診・特定保健指導の実施状況

◆ 特定健康診査実施率 ■ 特定保健指導対象者割合 ▲ 特定保健指導の終了率



特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別年次推移）

◆保険者種別で見ると、特定健診・特定保健指導実施率ともに、協会けんぽの伸び率が大きくなっている。

●特定健康診査の保険者種類別の実施率

	総数 (5,327万人)	市町村国保 (2,245万人)	国保組合 (148万人)	全国健康 保険協会 (1,397万人)	船員保険 (5万人)	組合健保 (1,168万人)	共済組合 (364万人)
平成25年度	47.6%	34.2%	44.0%	42.6%	40.1%	71.8%	73.7%
平成24年度	46.2%	33.7%	42.6%	39.9%	38.9%	70.1%	72.7%
平成23年度	44.7%	32.7%	40.6%	36.9%	35.3%	69.2%	72.4%
平成22年度	43.2%	32.0%	38.6%	34.5%	34.7%	67.3%	70.9%
平成21年度	41.3%	31.4%	36.1%	31.3%	32.1%	65.0%	68.1%
平成20年度	38.9%	30.9%	31.8%	30.1%	22.8%	59.5%	59.9%

※()内は、平成25年度特定健診対象者数

●特定保健指導の保険者種類別の実施率

	総数 (430万人)	市町村国保 (91万人)	国保組合 (12万人)	全国健康 保険協会 (115万人)	船員保険 (0.7万人)	組合健保 (159万人)	共済組合 (51万人)
平成25年度	17.7%	22.5%	9.0%	15.3%	7.1%	18.0%	15.7%
平成24年度	16.4%	19.9%	9.5%	12.8%	6.3%	18.1%	13.7%
平成23年度	15.0%	19.4%	8.3%	11.5%	6.5%	16.7%	10.6%
平成22年度	13.1%	19.3%	7.7%	7.4%	6.3%	14.5%	8.7%
平成21年度	12.3%	19.5%	5.5%	7.3%	5.8%	12.2%	7.9%
平成20年度	7.7%	14.1%	2.4%	3.1%	6.6%	6.8%	4.2%

※()内は、平成25年度特定保健指導対象者数

平成25年度特定健診・特定保健指導実施率(被保険者・被扶養者別)

◆被用者保険では、被扶養者の特定健診・特定保健指導の実施率の向上が特に課題。

●平成25年度特定健康診査(被保険者・被扶養者別)の実施率

保険者の種類別	被保険者		被扶養者		(参考) 25年度 加入者全体
	25年度	23年度	25年度	23年度	
協会けんぽ	51.4%	44.9%	17.6%	13.8%	42.6%
健保組合	84.0%	84.7%	44.5%	36.8%	71.8%
共済組合	87.4%	84.9%	38.9%	35.1%	73.7%

●平成25年度特定保健指導(被保険者・被扶養者別)の実施率

保険者の種類別	被保険者	被扶養者	(参考)25年度 加入者全体
協会けんぽ	16.0%	2.8%	15.3%
健保組合(注2)	16.5%	7.3%	18.0%
共済組合(注2)	13.6%	4.6%	15.7%

注1) 平成23年度実施率について、協会けんぽは「平成23年度事業報告書」より抜粋し、健保組合・共済組合は「特定健診・保健指導に関するアンケート調査結果」より集計したものである。

注2) 健保組合、共済組合の被保険者・被扶養者別特定保健指導実施率には、平成24年度以前の実施分が含まれていないため、全体の実施率と比べ過小となっている。(算出方法等については6ページ参照)

全国健康保険協会の取組状況

◆協会けんぽでは、被保険者に対して、協会けんぽ自ら生活習慣病予防健診を実施しており、近年の協会けんぽでの特定健診実施率の伸びは、この生活習慣病予防健診の実施率への影響が大きいことが窺える。

	被保険者の受診率		被扶養者の受診率
	生活習慣病予防健診	事業者健診結果取得	特定健診
平成25年度	45.7%	4.4%	17.7%
平成24年度	44.3%	3.7%	14.9%
平成23年度	42.7%	2.2%	13.8%
平成22年度	40.9%	1.2%	13.1%
平成21年度	38.3%	0.2%	12.2%
平成20年度	35.9%	0%	11.2%

※協会けんぽの事業報告書より抜粋

※協会けんぽでは被保険者、被扶養者それぞれで受診率を公表している

※被保険者の受診率は、協会けんぽ自身が行っている生活習慣病予防健診の受診率と、事業者からの取得率の計となる

※生活習慣病予防健診とは、特定健診にがん検診等を加えた協会けんぽ独自の健診

平成25年度特定健診・特定保健指導の実施状況

◆特定健診受診者数に占めるメタボ該当者等の割合の推移を見ると、全体として微減傾向にある。保険者種別で見ても同様の傾向が窺えるが、協会けんぽのみこの割合が微増している。

●特定健康診査受診者数に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数・割合

	人数	割合
平成25年度	6,630,080	26.1%
平成24年度	6,442,172	26.4%
平成23年度	6,285,217	26.8%
平成22年度	5,959,723	26.4%
平成21年度	5,757,451	26.7%
平成20年度	5,418,272	26.8%

●特定健康診査受診者数に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の保険者種類別の人数・割合

	総数		市町村国保		国保組合		全国健康保険協会		船員保険		健保組合		共済組合	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成25年	6,630,080	26.1%	2,079,279	27.0%	183,901	28.2%	1,570,214	26.4%	8,908	44.2%	2,112,227	25.2%	675,551	25.2%
平成24年	6,442,172	26.4%	2,049,845	27.0%	181,016	28.4%	1,456,440	27.0%	9,118	45.7%	2,058,447	25.5%	687,306	25.7%
平成23年	6,285,217	26.8%	1,999,574	27.2%	179,979	29.0%	1,342,685	27.2%	8,429	45.7%	2,046,671	26.0%	707,879	26.6%
平成22年	5,959,723	26.8%	1,942,108	27.1%	179,979	29.0%	1,342,685	26.5%	8,192	44.2%	1,934,422	25.7%	692,753	26.2%
平成21年	5,757,451	26.7%	1,942,096	27.5%	173,491	29.1%	1,079,904	26.3%	7,361	41.4%	1,888,634	26.0%	665,965	26.3%
平成20年	5,418,272	26.8%	1,979,658	28.4%	157,822	29.7%	955,656	24.6%	7,027	41.3%	1,738,445	26.3%	579,664	26.4%

メタボリックシンドローム該当者及び予備群等の減少率(対20年度比)

◆平成20年度と比較したメタボ該当者等の減少率を見ると、全体としては約3.5%減少。ただし、この中には、服薬者も含まれているため、より詳しく特定保健指導の効果を見るため、平成20年度と比較した特定保健指導対象者数の減少率、非服薬者におけるメタボ該当者等の減少率を見ると、大きな減少傾向がみられた。

	メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少率 (対20年度比)	非服薬者のうちのメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少率(対20年度比)	特定保健指導対象者数の減少率(対20年度比)
平成25年度	3.47%	12.67%	16.0%
平成24年度	3.09%	10.60%	12.0%
平成23年度	2.12%	8.06%	9.7%

※ 減少率は、実数で算出した場合、年度ごとの特定健診実施率の高低の影響を受けるため、それぞれの出現割合に住民基本台帳人口を乗じた推定数により算出。

※ また、年齢構成の変化の影響を少なくするため、性・年齢階級(5歳階級)別に推定数を算出し、その合計により、減少率を算出。

※ 非服薬者のうちのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率は、性・年齢階級ごとに算出したメタボリックシンドローム該当者及び予備群の出現割合に、性・年齢階級ごとの住民基本台帳人口を乗じることで得られるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数により算出しているが、非服薬者の人口構成の特徴が反映されていない。

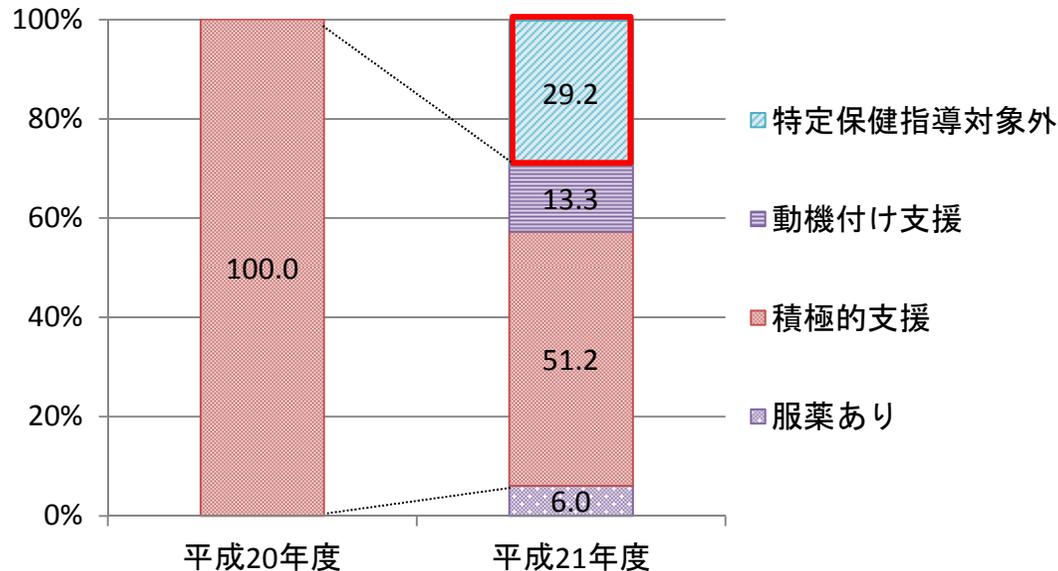
特定保健指導対象者数の減少率(対20年度比)について

◆特定保健指導対象者数が減少した理由としては、以下の3点が考えられる。

- ・平成20年度から開始された特定保健指導が徐々に浸透し、その効果が現れてきた
- ・対象者にとってわかりやすい腹囲基準やメタボが国民的に知られるようになり、意識する人が増えてきたことと、保険者によるポピュレーションアプローチが行われるようになってきた
- ・受診勧奨により医療(通院・内服治療)へ結びつく人が存在する可能性がある

特定保健指導(積極的支援)による保健指導レベルの改善状況について(平成20-21年度推移)

【男性(総数)】



<分析内容>

平成20年度の特定保健指導終了者について、平成21年度の健診結果から、性・年齢階級別に、特定保健指導を受ける前後の保健指導レベル(※)を分析

※ 積極的支援、動機付け支援、特定保健指導対象外等

特定保健指導終了者のうち
約30%が特定保健指導の対象外に
6%が服薬へ移行

特定健診受診者の服薬状況

◆特定保健指導対象者数の減少率とメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少率の数値の乖離の理由としては、メタボリックシンドロームでは服薬が診断基準の1つとなっており、その服薬者が増加していることがあげられる。服薬者については、高齢化の影響だけではなく、年齢調整を行っても増加傾向がみられる。

●特定健診受診者のうち、薬剤を使用している者の割合

		1種類以上の薬剤を使用している者の割合		
		いずれか1種類の薬剤を服用している者の割合	いずれか2種類の薬剤を服用している者の割合	3種類の薬剤を服用している者の割合
25年度	28.0%	19.1%	7.6%	1.3%
24年度	27.7%	19.1%	7.4%	1.2%
23年度	27.1%	19.0%	7.1%	1.1%
22年度	26.8%	18.9%	6.8%	1.0%
21年度	26.2%	18.8%	6.4%	1.0%
20年度	25.9%	18.8%	6.2%	0.9%

●特定健診対象者のうち、薬剤を使用している者の割合(推計値)

		1種類以上の薬剤を使用している者の割合		
		いずれか1種類の薬剤を服用している者の割合	いずれか2種類の薬剤を服用している者の割合	3種類の薬剤を服用している者の割合
25年度	29.7%	20.2%	8.1%	1.4%
24年度	29.3%	20.1%	7.9%	1.3%
23年度	28.7%	20.0%	7.6%	1.2%
22年度	28.1%	19.8%	7.2%	1.1%
21年度	27.2%	19.5%	6.7%	1.0%
20年度	26.2%	19.1%	6.2%	0.9%

※年齢構成の変化(高齢化の効果)の影響を少なくするため、「特定健診受診者のうち、薬剤を使用している者の割合(性・年齢階級(5歳階級)別)」に平成25年度住民基本台帳人口(性・年齢階級別)に乘じ、合計することで得られる推定数により算出。

メタボリックシンドローム該当者及び予備群等の服薬状況

- ◆服薬者が増加している理由としては、健診受診率が向上し、服薬の対象となる人が特定健診で発見されるようになったことや、服薬中の人の健診が進んだことがあげられる。
- ◆服薬中の人はメタボ該当等であっても特定保健指導の対象とはならず、メタボ改善につながらない可能性がある。(メタボリックシンドロームでは服薬が診断基準の1つとなっており、メタボ改善のためには、薬が解除されたうえで検査値が改善、もしくは減量により腹囲基準を切る必要がある)

●メタボリックシンドローム該当者及び予備群のうち、薬剤を服用している者の割合

	1種類以上の薬剤を服用している者の割合			
		いずれか1種類の薬剤を服用している者の割合	いずれか2種類の薬剤を服用している者の割合	3種類の薬剤を服用している者の割合
25年度	48.8%	30.5%	14.9%	3.3%
24年度	47.6%	30.2%	14.4%	3.0%
23年度	46.0%	29.8%	13.5%	2.7%
22年度	45.0%	29.6%	12.9%	2.5%
21年度	43.7%	29.4%	12.0%	2.3%
20年度	41.9%	28.9%	11.0%	2.0%

(参考) 「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率」の算出方法

- メタボリックシンドローム該当及び予備群の実数を用いて算出した場合、年度毎の特定健診実施率の高低の影響を受けるため、特定健診受診者数に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合を、住民基本台帳人口に乗じることで得られる推定数により算出。
- また、年齢構成の変化(高齢化の効果)の影響を少なくするため、性・年齢階級(5歳階級)別に推定数を算出し、その合計により、減少率を算出。

〈計算式(平成25年度のメタボリックシンドローム減少率(20年度比)を算出する場合)〉

平成20年度メタボリックシンドロームの
該当者及び予備群推定数(A)

=

平成25年度住民基本台帳人口
(年齢階層別(5歳階級)及び性別)

×

平成20年度メタボリックシンドローム該
当者及び予備群割合

※年齢階層(5歳階級)、性別に算出し、合計値を出す。

平成25年度メタボリックシンドロームの
該当者及び予備群推定数(B)

=

平成25年度住民基本台帳人口
(年齢階層別(5歳階級)及び性別)

×

平成25年度メタボリックシンドローム該
当者及び予備群割合

※年齢階層(5歳階級)、性別に算出し、合計値を出す。

メタボリックシンドロームの減少率

=

平成20年度メタボリックシンドロームの
該当者及び予備群推定数(A)

—

平成25年度メタボリックシンドロームの
該当者及び予備群推定数(B)

平成20年度メタボリックシンドロームの
該当者及び予備群推定数(A)

(参考)被保険者・被扶養者別の特定保健指導実施率の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{被保険者・被扶養者別} \\ \text{特定保健指導実施率} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{A} \\ \text{平成25年度特定健診の結果に基づき} \\ \text{特定保健指導を終了した者のうち、} \\ \text{平成26年11月までに国に報告された者} \end{array} + \begin{array}{l} \text{B} \\ \text{平成24年度に実施した特定健診の結果に基づき} \\ \text{特定保健指導を終了した者のうち、} \\ \text{平成25年11月までに国に報告できなかった者} \end{array}}{\text{平成25年度特定健診の結果に基づく特定保健指導対象者数}}$$

※被保険者・被扶養者別の特定保健指導実施率に係る留意事項

- 平成25年度に実施した特定健診・保健指導実績データから、被保険者・被扶養者の区分を追加することとなった。
- 特定保健指導の実施率を算出する際、上記算出式のBにあるとおり、平成24年度に実施した特定健診に基づく特定保健指導を終了した者のうち、法定報告期限である平成25年11月に国への報告が間に合わず、さらに翌年度(平成26年11月)に報告された者の実績を含めて算出している。
- 健保組合・共済組合のBのデータについては、被保険者・被扶養者の区分が入っていないため、被保険者・被扶養者別の実施率の算出に用いることができない。このため、保険者種別全体の特定保健指導実施率より過小となる。

(参考)被保険者・被扶養者別の特定保健指導実施率に含まれていない終了者数

健保組合 : 37,084件(健保組合の特定保健指導終了者数(286,722件)のうち、12.9%)

共済組合 : 6,886件(共済組合の特定保健指導終了者数(79,650件)のうち、8.6%)

(参考)メタボリックシンドロームの判定基準

腹囲	追加リスク	
	①血糖 ②脂質 ③血圧	
≥85cm(男性)	2つ以上該当	メタボリックシンドローム 該当者
≥90cm(女性)	1つ該当	メタボリックシンドローム 予備群

①血糖 空腹時血糖 110mg/dl 以上

②脂質 a中性脂肪150mg/dl以上 かつ・または b HDLコレステロール40mg/dl未満

③血圧 a収縮期血圧130mmHg以上 かつ・または b 拡張期血圧 85mmHg以上

※高TG血症、低HDL-C血症、高血圧、糖尿病に対する薬剤治療を受けている場合は、それぞれの項目に含める。

(参考)メタボリックシンドローム該当者及び予備群と特定保健指導対象者の関係(イメージ)

